

令和 8 年度万関瀬戸航路
みなとカメラ設備点検架台設置工事

仕様書

令和 8 年 8 月
国土交通省九州地方整備局
長崎港湾・空港整備事務所

1. 工事概要

本工事は、万関瀬戸航路における直轄工事の施工管理に活用する固定カメラ（以下、「みなとカメラ」という。）の設備点検に必要な架台設置工事を行うものである。

2. 施工場所

【万関瀬戸航路】

- ・カメラ設置場所：長崎県対馬市美津島町久須保（西口）
- ・カメラ設置場所：長崎県対馬市美津島町久須保（東口）

3. 工期

契約締結日から令和9年1月29日までとする。

なお、工期は、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 工事内容

名 称	規格・形状寸法	単 位	数 量	摘 要
付帯工				
架台設置（1）		式	1	西口
架台設置（2）		式	1	東口

5. 支給材料及び貸与物件

なし

6. 工事仕様

6－1. 付帯工

（1）一般事項

受注者は、次の各号に留意のうえ施工するものとする。

- イ）隣接設備や施設等（以下「既設設備」という）をき損しないよう注意し、き損した場合は、当局職員に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧又は修復するものとする。
- ロ）既設設備の運用に支障をきたす恐れがある場合は、予め当局職員の承諾を得るものとする。
- ハ）資材・廃材等の置場については、当局職員の指示によるものとする。
- 二）現場写真（着手前及び完了後を含む）を撮影し、当局職員に提出するものとする。

（2）架台の現場搬入

架台の現場搬入については、関係者と十分協議のうえ、決定すること。

（3）架台設置

- イ）架台の設置にあたっては、架設時の応力と変形を検討し、安全を確認して行うものとする。
- ロ）架設時の部材は、損傷を与えないように注意するものとする。
- ハ）部材の接触面は、組立に先立って清掃するものとする。
- 二）昇降設備には墜落防止装置を取り付けるものとする。

7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. 支払条件

検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から 40 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みにて支払うものとする。

9. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. その他

10-1. 工事完成図書

- (1) 「工事完成図書」は電子媒体（CD-R 又は DVD）で 1 部提出しなければならない。
- (2) 工事完成図書の提出先は、下記のとおりとする。

国土交通省 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所 厳原港分室

〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎5階

10-2. 本仕様書に記載なき事項及び本工事の遂行上疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。

10-3. 施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないように十分留意しなければならない。

10-4. 監督職員からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応

受注者は、工事期間中及び工事完成後において、当局職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料される時は、当局職員を経由せずに、長崎港湾・空港整備事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨報告することができる。

10-5. 本工事を遂行するにあたって知り得た事項を、当局職員の許可無しに流用してはならない。